内閣衆質二○一第六四号

令和二年二月二十八日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議長大島理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出新型コロナウイルスの感染が拡大している地域から来日している外国人の在留

期限の延長に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出新型コロナウイルスの感染が拡大している地域から来日している外国人の

在留期限の延長に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘 \mathcal{O} 「在留期間の延長」 の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、 中華人民共和国

で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症への対応に関し、

本邦に在留中の外国人に対して、

特定

の地域の出身者であることをもって一律に在留期間の更新等を許可することは現時点では考えてい ない。

なお、 本邦に在留中の外国人のうち当該感染症の影響により帰国 [のための手段がないなどの事情] が認め

られるもの から在留期間の更新等の申請があった場合において、 在留期間 の更新等を適当と認めるに足り

る相当の理由があるときは、 在留期間の更新等を許可することとしている。